Copyright© 2025 捧大地（Da1SASAGE）All rights reserved.

令和７年６月15日

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（五月雨式編）

捧　大地

第１編　第７章　訴訟物　第１節の１　～一部請求後の残部請求の可否　導入～

＜今回の学習範囲＞

・『NBS 民訴法』179 頁一部請求～180 頁までを参照。
・『リーガルクエスト民訴法』448 頁「9-6-8」一部請求～454 頁を参照。
・『ゼミナール民訴法』47～57 頁　第５章　一部請求

［設例Ⅶ-１］

都会にある１２階建てのカラオケボックスビルの１階部分について、法律的な紛争が生じた場合。１階部分につき損害賠償等の対象となるものがないと判示された事例。

［設例Ⅶ-２］

田舎にある横〔一階〕に１２部屋あるカラオケボックスの１部屋について、法律的な紛争が生じた場合。当該１部屋部分につき損害賠償等の対象となるものがないと判示された事例。

［例え話Ⅶ-A］[1]

１２個積みのダルマ落としについて、１個目それ自体さえが無いと判断された場合、上の１１個は存在しえるか。

＜♪梅雨晴れの用語解説運動♪＞[2]

【外側説】：まず訴求債権の総額を確定し、その額から過失相殺または相殺によ

---

[1] 筆者のオリジナルの例え話ではない。S.Z 氏のオリジナルと考えられている。
[2] 『リーガルクエスト民訴法』453 頁

Copyright© 2025 捧大地（Da1SASAGE）All rights reserved.

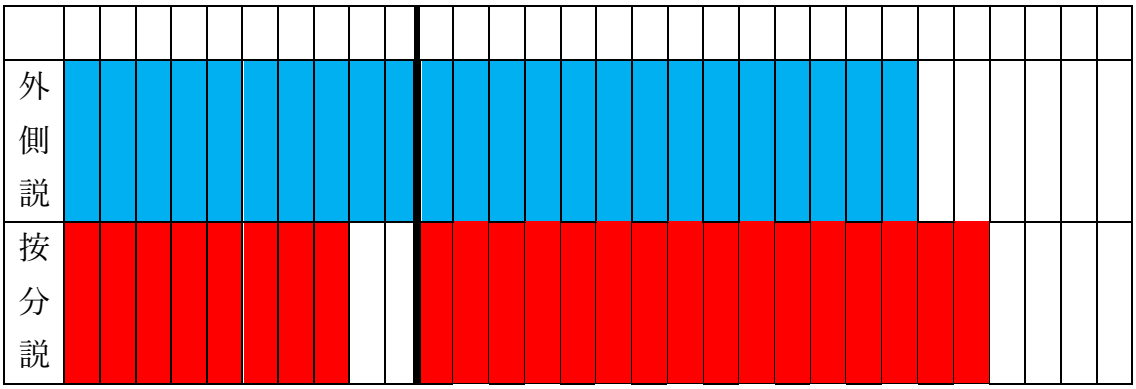
る減額をしたうえで、残存額が請求額以上である場合には請求を全部認容し、残存額が請求額を下回る場合には残存額の限度で請求を一部認容すべきであるとする見解

【内側説】：減額部分を訴求されている一部から控除するものとする見解

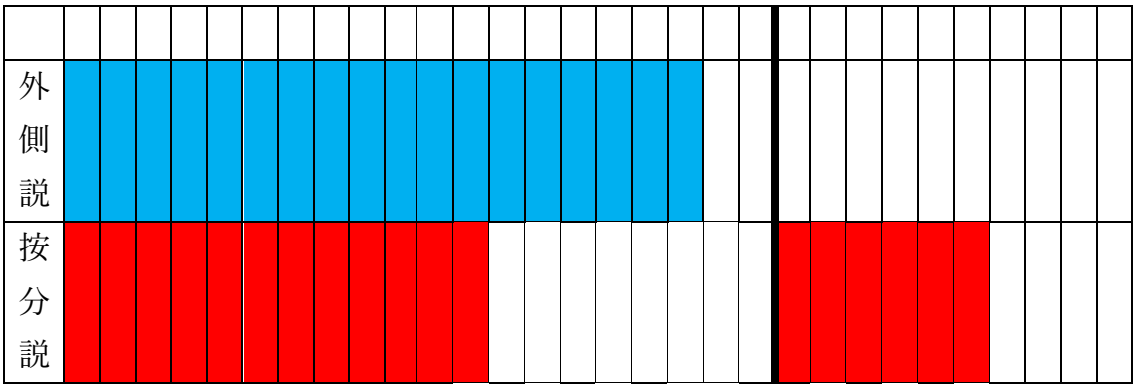
【按分説】：訴求されている一部と残部とで按分して控除するものとする見解

＜外側説・按分説のイメージ図（筆者作成）＞

【債権総額 30 万円、一部請求明示額「10」万円、過失割合•X :Y,2:8 の場合】



【債権総額 30 万円、一部請求明示額「20」万円、過失割合•X :Y,4:6 の場合】



以　上